

広島県告示第四百五十七号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条を第一項の申出とする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	欄
廿日市市宮島町一〇〇四番三号 竹内 賢二 廿日市市宮島町一〇二八番三号 丸本 弘志 廿日市市宮島町一〇二五番 丸本 孝雄 廿日市市宮島町一〇〇〇番二号 沖野 忠浩 呉市豊浜町豊島三五一九番五号 西中 安彦 呉市豊浜町豊島四〇八〇番二号 西倉 竹文 呉市豊浜町豊島一〇〇八番 西永雄 一郎 呉市豊浜町大浜六三〇番二号 北谷 明一 尾道市山波町六番 神垣 松雄 尾道市山波町六七八番三五号 高垣 利夫 尾道市山波町一〇八七番 中濱 剛造 尾道市山波町七〇八番 三浦 貞夫	宮島町 山波 豊浜町	宮島漁業協同組合 尾道東部漁業協同組合 呉豊島漁業協同組合	平成二七年七月一日 平成二七年七月一日 平成二七年七月三日	宮島漁業協同組合 尾道東部漁業協同組合 呉豊島漁業協同組合	